

カンボジア国道1号線改修事業	
案件名/国名	国道1号線改修事業/カンボジア
融資・協力機関	国際協力機構（開発調査・無償資金協力の事前の調査）・外務省（無償）
融資承諾時期/協力時期	開発調査 2002年4月～2003年2月、無償資金協力の事前の調査として予備調査（環境社会配慮支援）2003年6月～12月、基本設計調査 2004年3月～2005年3月、予備調査II（第2次環境社会配慮支援調査）2005年1月～6月
ガイドライン	開発調査は適用外。無償資金協力の事前の調査については施行前案件であるが、ガイドラインの趣旨を尊重するとされている。
案件概要	カンボジアの首都プノンペンからベトナムのホーチミン市を結ぶ国道1号線のうち、カンボジア国内のプノンペンからネアックルン（メコン河渡河地点）まで56kmの改修事業。事業費約82億円、うち76億円を無償資金協力により支援予定。実施機関は公共事業運輸省。住民移転は省庁間住民移転委員会が担当。
経緯	国際協力機構（JICA）が2003年3月にまとめた開発調査で実施可能とされたが、大規模な住民移転等を伴うため、無償資金協力の事前の調査として環境社会配慮支援調査が行われた。無償資金協力は3期に分けられており、2005年6月に第1期分（橋の架け替え）、2006年6月に第2期分（ネアックルン～13km地点区間）の無償資金協力供与決定。2008年度に第3期交換公文締結予定。第1期の工事はすでに完了。第2期区間の住民移転も終了し、拡幅工事中。第3期区間についても住民との合意取得が進められており、2008年度中に交換公文締結予定。
指摘された環境・社会影響	<p>住民移転計画の情報公開・住民参加：JICAが第2次環境社会配慮支援調査において住民移転計画案策定を支援したが、住民移転計画の最終版は公開されておらず、現在被影響住民は移転計画の内容を知ることができない状況。</p> <p>補償単価：当初カンボジア政府が予定していた補償単価は問題が指摘され、現在は再取得価格に基づく再補償を行う方針。しかし単価決定の基礎となる市場価格調査は公開されておらず、補償単価・再補償スケジュールは不透明。</p> <p>移転地：移転地住民は、井戸の水質、トイレ、電気、廃棄物処理など多くのインフラについて苦情。また国道1号線から離れた場所にも移転地が設けられ、生計手段の喪失が深刻な問題となっている。土地所有権証書を受領した世帯は確認されていない。</p> <p>苦情処理：IRC以外の関係者からなる苦情処理委員会が設置されているが、制度が窓口となる地方自治体に十分に知らされておらず、受け取りが拒否されているほか、受け取った場合でも回答がないケースがほとんど。</p>
ガイドラインの適用状況	<p>補償基準：GLは被影響住民に対する「十分な」「適切な時期」における補償を定めているが、実際には補償単価は移転費用すらまかなうことができず、また再補償の時期が明らかにならないまま移転作業が進められ、拡幅工事が始まろうとしている。</p> <p>生計回復：GLは収入機会、生産水準の改善又は回復を定めているが、生計手段の喪失に対する支援は何らなされていない。</p> <p>移転住民の参加：GLは補償等の対策の立案における被影響住民などの適切な参加の促進を定めているが、実際には住民移転計画すら公開されず、住民は補償等の対策立案や実施に参加できない。また苦情申立て手続も機能せず。</p>
課題及び教訓	<p>無償資金協力における審査とモニタリング・異議申立て：現行GLには無償資金協力における審査やモニタリングの規定がない。無償資金協力においても、審査やモニタリングのあり方を定め、影響住民からの異議申立てを受け付けるべきである。</p> <p>補償基準・時期：本事業では補償を移築価格で行うか再取得価格で行うかを巡って争いがあった。生計回復を確保するため、再取得価格による補償を義務付けるべきである。また、補償時期の遅れは貧困化につながるため、補償は移転前に提供されるべきである。</p> <p>移転計画：移転計画が非公開のため、住民がその策定・モニタリングに参加することができない。GLにおいて策定されるべき移転計画の内容と、その策定過程への参加を確保するための方法を規定すべきである。</p>